

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年11月21日

月 曜 日

第 4133 号

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定	1
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	

告 示

富山県告示第504号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町舟見字六谷2の3、3、4の2・7の1・8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字中谷7の1の1の1、朝日町大平字高熨1の1から1の3まで、2、3、4の2、5、字踏出1の1、1の2、2の1、2の2、字四ツ割1から6まで、13の2、字池ノ山19の1・19の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字行谷1、字胡麻峯1、蛭谷字御院谷1の1、字大七郎谷9、15から21まで、23から26まで、29、30、字鍋倉15、16、18、20の1、21の1、24、字七郎谷1003の1から1003の4まで、字黒部大平1の5、1の6、1の17、1の18、1の20、1の21、1の23から1の25まで、55から57まで、58の2、字大平998、999、1000の1、1000の2、

1001、1002、1002の2、南保字福羅谷1、黒部市宇奈月町内山字小谷15の1、20の1、21の1、22の1、23の1、字宮ノ谷7の1、宇奈月温泉字深谷5の2、13の2、17の1、字尾ノ沼7の2、宇奈月町舟見明日音澤字上高エ7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課並びに黒部市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

第 2

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県黒部市宇奈月温泉字深谷12、宇奈月町舟見明日音澤字上高エ7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第 3

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町舟見字中野 3 の 1、5 の 1、朝日町山崎字杉尾 1 の 2 (次の図に示す部分に限る。)、蛭谷字高松谷 1 の 4、宇五庄松谷 1 の 1、大平字胡麻峯 1、字池ノ山 19 の 1・19 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、黒部市宇奈月町舟見明日音澤字水行谷 2 の 1、3 の 1、字長尾谷 2、3 の 1、3 の 3、3 の 4、5 の 1、5 の 2、字金山谷 9 の 1、10 の 1、11 の 1、12 の 1、字田倉谷 4 の 2、9 の 1、10 の 2、字上高エ 5 (次の図に示す部分に限る。)、8 から 10 まで、宇奈月町内山字小谷 19 の 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下新川郡入善町舟見字中野 5 の 1、朝日町大平字池ノ山 19 の 1・19 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、黒部市宇奈月町舟見明日音澤字金山谷 9 の 1、10 の 1、11 の 1、12 の 1、字田倉谷 9 の 1、10 の 2、字上高エ 5 (次の図に示す部分に限る。)、宇奈月町内山字小谷 19 の 2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課並びに黒部市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第505号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 359号	富山市婦中町鶯谷字岳谷12番11から 富山市婦中町鶯谷字岳谷12番3まで	変更前		最大 32.7 最小 13.3	201.1	富山土木 センター
		変更後		最大 36.0 最小 16.8	201.1	
県道 氷見惣領志雄 線	氷見市惣領 290番3から 氷見市惣領 282番5まで	変更前		最大 14.4 最小 10.4	258.8	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 21.7 最小 11.7	258.8	

富山県告示第506号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 氷見惣領志雄 線	氷見市惣領 290番3から 氷見市惣領 282番5まで	平成28年11月21日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

